証券コード　7268
平成28年６月６日

株　主　各　位

栃木県足利市南大町443番地
株式会社タツミ
代表取締役社長　岡嶋　茂

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月21日（火曜日）午後５時までに当社に到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月22日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　栃木県足利市南大町443番地
　株式会社タツミ　本社工場　３階　会議室
　（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
　報告事項
　1. 第65期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第65期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

　決議事項
　第１号議案　定款一部変更の件
　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.tatsumi-ta.co.jp）に掲載させていただきます。

近況報告会のご案内

当社における事業活動をより一層ご理解いただくため、当社第65回定時株主総会終了後、本総会会場にて30分程度の近況報告会を開催することといたしました。ぜひご出席賜りたくご案内申しあげます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号)」により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

（２）一部表記の変更と字句の統一を行うものであります。

（３）その他、上記の変更に伴い、必要な条数等の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（株式取扱規定） 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。	（株式取扱規程） 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（取締役の員数） 第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。	（取締役の員数） 第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新　設）	2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の選任） 第18条 　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第18条 　当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議において選任する。
（新　設）	2. 法令または本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ補欠の監査等委員を選任することができる。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	3. 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
（新　設）	4. 補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	5. （現行どおり）
（取締役の任期） 第19条 　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第19条 　取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	2. 監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役及び役付取締役） 第20条 　当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第20条 　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。	2. （現行どおり）
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長を１名選定し、また必要に応じ、取締役会長１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長を１名選定し、また必要に応じ、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の招集権者及び議長） 第22条 　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第22条 　（現行どおり）
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	2. （現行どおり）
（新　設）	3. 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
（取締役会の招集通知） 第23条 　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この通知の期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条 　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この通知の期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2. 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の決議方法） 第24条 　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。	（取締役会の決議方法） 第24条 　（現行どおり）
2. 当会社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項の議決に加わることができる者に限る。）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合についてはこの限りでない。	2. 当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項の議決に加わることができる取締役に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。
（新　設）	（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 第25条 　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会規定） 第25条 　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。	（取締役会規程） 第26条 　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（取締役の報酬等） 第26条 　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。	（取締役の報酬等） 第27条 　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。
（取締役の責任免除） 第27条 　（条文省略）	（取締役の責任免除） 第28条 　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役及び監査役会	（削　除）
（監査役及び監査役会） 第28条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。	（削　除）
（監査役の員数） 第29条 当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）
（監査役の選任） 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3.当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4.前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。	（削　除）
（監査役の任期） 第31条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2.補欠として選任された監査役および第30条第３項により選任された補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の招集通知） 第33条 　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2.監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第34条 　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	（削　除）
（監査役会規定） 第35条 　監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。	（削　除）
（監査役の報酬等） 第36条 　監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第37条 　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2.当会社は、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の設置） 第29条 当会社は監査等委員会を置く。
（新　設）	（監査等委員会） 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会の決議） 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。 2.前項の決議について、特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
（新　設）	（監査等委員会規定） 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

現　行　定　款	変　更　案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第38条～第40条 （条文省略）	第34条～第36条 （現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。	（会計監査人の報酬等） 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。
第７章　計　算	第７章　計　算
第42条～第44条 （条文省略）	第38条～第40条 （現行どおり）
（新　設）	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 1. 当会社は、第65回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項の所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第65回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第２項の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役全員７名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、生じるものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	岡嶋　茂（おかじま　しげる） （昭和27年５月22日生）	昭和52年４月　株式会社三ツ葉電機製作所（現株式会社ミツバ）入社 平成12年４月　当社入社 平成13年４月　当社技術部長 平成15年６月　当社取締役に就任 平成20年６月　当社常務取締役に就任 平成23年６月　当社専務取締役に就任 平成24年４月　当社開発機能（技術・営業・購買）統括、生産機能統括 平成25年６月　当社代表取締役社長に就任 平成27年４月　当社代表取締役社長執行役員に就任 現在に至る 平成28年４月　営業管掌 現在に至る	24,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	田邉（たなべ） 泰（やすし） （昭和27年２月23日生）	昭和45年３月　株式会社三ツ葉電機製作所（現株式会社ミツバ）入社 平成21年４月　当社入社 当社品質保証部長 平成22年４月　当社生産企画室長 平成22年６月　当社取締役に就任 平成22年６月　当社工場長、生産企画室長 平成22年６月　当社生産機能担当 平成24年４月　当社工場長、生産企画室長、製造第１部長 平成26年６月　当社常務取締役に就任 当社海外生産統括 平成27年４月　当社取締役常務執行役員に就任 現在に至る 平成27年４月　当社生産・品質保証統括、品質保証部長 平成28年４月　当社生産統括、品質保証担当、購買担当 現在に至る	5,000株
3	木村（きむら） 英典（ひでのり） （昭和38年８月28日生）	昭和61年３月　当社入社 平成22年４月　当社経理部長 現在に至る 平成25年６月　当社取締役に就任 平成27年４月　当社取締役執行役員に就任 現在に至る 平成27年４月　当社業務・財務担当 現在に至る	6,000株
4	岡田（おかだ） 昇（のぼる） （昭和39年９月17日生）	昭和58年３月　当社入社 平成22年４月　当社技術部長 現在に至る 平成25年６月　当社取締役に就任 平成27年４月　当社取締役執行役員に就任 現在に至る 平成27年４月　当社開発担当 平成28年４月　当社開発・製造技術担当 現在に至る	9,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 ※	三田賢一（みたけんいち） （昭和24年３月31日生）	昭和47年３月　株式会社三ツ葉電機製作所（現株式会社ミツバ）入社 平成４年４月　同社経理部長 平成10年10月　同社物流部長 平成15年５月　株式会社ミツバロジスティクス代表取締役社長に就任 平成16年１月　株式会社ミツバ執行役員に就任 平成20年４月　同社総務・人事統括、財務担当 平成20年５月　株式会社ミツバアビリティスタッフ（現株式会社ミツバアビリティ）代表取締役社長に就任 現在に至る 平成20年６月　株式会社オフィス・アドバン代表取締役社長に就任 現在に至る 平成20年６月　株式会社ミツバ取締役執行役員に就任 平成22年６月　当社監査役に就任 現在に至る 平成23年４月　株式会社ミツバ取締役常務執行役員に就任 平成23年４月　同社総務・人事統括、財務統括 現在に至る 平成25年４月　同社取締役専務執行役員に就任 平成27年６月　同社代表取締役専務執行役員に就任 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社ミツバ代表取締役専務執行役員 株式会社ミツバアビリティ代表取締役社長 株式会社オフィス・アドバン代表取締役社長	0株

（注）1.　※は、新任の取締役候補者であります。
2.　候補者三田賢一氏は、特定関係事業者である株式会社ミツバの代表取締役専務執行役員および株式会社ミツバアビリティならびに株式会社オフィス・アドバンの代表取締役社長であります。なお、当社は株式会社ミツバアビリティとの間に人材派遣等の取引関係があり、また株式会社オフィス・アドバンとの間にファクタリング等の取引関係があります。
3.　その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、生じるものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 ※	長島正典（ながしま まさのり） （昭和33年５月26日生）	昭和57年３月　当社入社 平成20年４月　当社業務部長 平成26年４月　当社監査室長	3,000株
2 ※	早川榮一（はやかわ えいいち） （昭和16年３月13日生）	昭和34年４月　国税庁入庁 平成５年７月　桐生税務署長 平成６年７月　館林税務署長 平成９年７月　宇都宮税務署長 平成10年９月　税理士登録 早川榮一税理士事務所代表 平成20年６月　当社監査役に就任 現在に至る	0株
3 ※	法師人稔（ほしと みのる） （昭和22年６月19日生）	昭和46年７月　商工組合中央金庫入庫 平成13年３月　同庫人事部長 平成14年８月　同庫理事に就任 平成17年３月　同庫専務理事に就任 平成20年10月　株式会社商工組合中央金庫代表取締役専務に就任 平成23年６月　株式会社商工中金経済研究所代表取締役社長に就任 平成24年８月　同社取締役会長に就任	0株

（注）1.　※は、新任の監査等委員である取締役の候補者であります。
2.　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3.　早川榮一、法師人 稔の両氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
①候補者早川榮一氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、企業財務管理等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって８年となります。
②候補者法師人 稔氏は、金融機関等の業務を通じて豊富な経験・実績・見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、選任をお願いするものであります。

③当社と候補者早川榮一氏とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。また、同氏の選任が承認可決された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
また、法師人 稔氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
④当社は、候補者早川榮一氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は、あらためて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、法師人 稔氏の選任が承認可決された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、生じるものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所　有　す　る 当 社 の 株 式 数
松枝（まつえだ）　幹（みき） （昭和29年２月２日生）	平成20年11月　太陽印刷工業株式会社代表取締役社長に就任 現在に至る （重要な兼職の状況） 太陽印刷工業株式会社代表取締役社長	0株

（注）1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　松枝 幹氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3.　松枝 幹氏は、企業経営の豊富な経験や幅広い知識と見識をを活かして、当社の経営全般を監視する役割を担っていただきたく、補欠の社外取締役として、選任をお願いするものであります。
4.　松枝 幹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
5.　候補者松枝 幹氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、平成11年６月25日開催の第48回定時株主総会において、年額7,000万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額7,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は７名（うち社外取締役は２名）でありますが、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決されますと、５名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、生じるものであります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

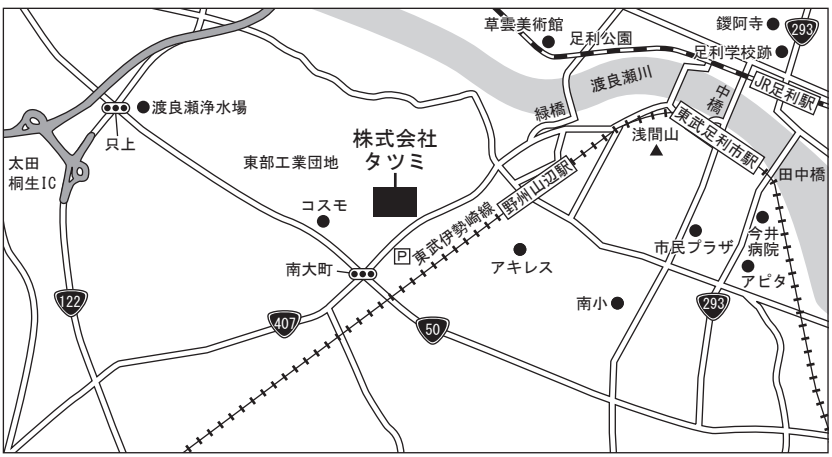
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、生じるものであります。

以　上

株主総会会場ご案内図

栃木県足利市南大町443番地
株式会社タツミ　本社工場　３階　会議室
電話　0284－71－3131



交通のご案内
ＪＲ足利駅より　車で15分
東武足利市駅より車で10分
野州山辺駅より　車で５分
最寄ＩＣ 北関東自動車道　太田桐生ＩＣより車で10分

●受付開始時刻は、午前９時を予定しております。

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。
また、資源節約のため本招集通知及び同封の「第65期報告書」をお持ちくださいますよう、お願い申しあげます。

●節電のため、株主総会会場内の冷房を弱めに設定いたします。株主の皆様におかれましては軽装にてご出席くださいますよう、お願い申しあげます。

（第65回定時株主総会招集ご通知提供書面）

第 65 期 報 告 書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

株式会社 タツミ

栃木県足利市南大町443番地

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

1.　企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、先進国を中心に堅調に推移しておりましたが、期の後半には中国を中心とする新興国経済の減速が先進国にも波及し、世界経済全体が減速基調となりました。

一方、国内につきましては、期の前半は、円安、原油安の影響もあって緩やかな回復基調が続きましたが、期の後半は、世界経済減速への警戒感、さらには年明け以降に為替が円高方向に推移するなど、先行きの不透明感が強まりました。

当社グループの主要な取引先である自動車業界では、軽自動車増税の影響もあり、国内市場は低迷しております。

なお、国内市場における今年度の４輪車の状況は、輸出が4,582千台（前年度比2.0%増）となったものの国内販売が4,937千台（前年度比6.8%減）となったため、国内生産は9,187千台（前年度比4.2%減）と2年連続の減少となりました。

このような環境のなかで、当社は、技術・品質・製造の体質強化を進め、企業競争力の向上を図るとともに、既存得意先への拡販と新規得意先の開拓を進め事業の拡大を図ってまいりました。

海外拠点の状況としては、昨年5月にメキシコに新会社（コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ）を設立、また、昨年5月に開所式を行ったピーティー・タツミ・インドネシアは、同年9月より量産加工が開始となりました。

この結果、当社グループの連結業績は、売上高が64億89百万円、営業利益が3億66百万円、経常利益が3億31百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2億71百万円となりました。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前年度との比較分析は行っておりません。

また、部門別の売上高状況は、次のとおりであります。

ブレーキ用部品が30億74百万円、電装品用部品が29億28百万円、応用機器が4億86百万円となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、7億92百万円で、主なものは生産設備（6億44百万円）の投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、メキシコ新会社への出資金として7億円、貸付金として5億円の資金調達をしております。

なお、当連結会計年度末の借入金残高は、18億49百万円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区　　分	第62期 (平成25年３月期)	第63期 (平成26年３月期)	第64期 (平成27年３月期)	第65期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売上高	－	－	－	6,489,336
経常利益	－	－	－	331,885
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	271,742
１株当たり当期純利益	－	－	－	45.31円
総資産	－	－	－	7,619,280
純資産	－	－	－	4,004,863
１株当たり純資産額	－	－	－	641.47円

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、また、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。

2. 「１株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第２号) および「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第４号) を適用しております。

3. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第64期以前の各数値は記載しておりません。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区　　分	第62期 (平成25年３月期)	第63期 (平成26年３月期)	第64期 (平成27年３月期)	第65期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売上高	6,203,125	6,876,179	7,150,395	6,564,646
経常利益	425,915	728,812	926,115	532,458
当期純利益	270,924	440,067	318,279	403,341
１株当たり当期純利益	45.17円	73.37円	53.07円	67.26円
総資産	5,417,057	6,412,312	7,350,524	7,389,552
純資産	3,024,097	3,412,837	3,633,617	3,964,129
１株当たり純資産額	504.17円	569.04円	605.88円	661.04円

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、また、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済

株式総数により算出しております。

2. 「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）および「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。
3. 自動車用部品の製造設備等の販売については、営業外収益（純額表示）に計上しておりましたが、第63期より、売上高と売上原価に計上する方法（総額表示）に変更したため、第62期の売上高については当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社が有する当社株式(出資比率)	主要な事業内容
株式会社ミツバ	群馬県桐生市	9,885,337千円	3,186千株 (53.1%)	自動車用電装品の製造販売

当社は、上記記載の親会社との間に、当社製品の販売および材料の仕入、同社使用人の出向受入れ等の関係があります。

親会社と取引条件については、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格等を考慮し合理的な価格としております。また、当社取締役会は同社との取引の内容が一般取引と同様に公正かつ適正であり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社が有する子会社株式(出資比率)	主要な事業内容
ピーティー・タツミ・インドネシア	インドネシア・西ジャワ州	6,000千米ドル	4千株 (66.7%)	自動車用部品の製造販売

(4) 対処すべき課題

今後の自動車業界においては、国内生産は市場の縮小により低水準で推移することが予測される一方、世界生産も中国など新興国の景気減速により成長鈍化が懸念されます。

このような状況のなかで、平成28年度は、第９次中期経営計画の最終年にあたります。引き続き目標達成に向けた諸施策を実施してまいります。

具体的には、「グローバルで生き抜く～３拠点の技術進化と現場力強化～」をスローガンとして、

１．６つの加工技術をベースにグローバルでの提案型企業をめざす。
２．原理原則に拘り、不良「０」を達成し、お客様に信頼される企業となる。
３．製品別原価改善を徹底的にやり抜き、拠点毎の収益確保を実現する。
４．当事者意識を持って課題解決できるグローバル人財を育成する。

これらの諸施策を確実に実行することで、業績および企業価値の更なる向上を図ってまいる所存であります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループの事業は、主に自動車の電装品用部品およびブレーキ用部品の製造並びに販売であります。

(6) 主要な事業所および工場（平成28年３月31日現在）

① 当社

名　　称	所　在　地
本　　社	栃木県足利市
工　　場	栃木県足利市、群馬県太田市

② 子会社

名　　称	所　在　地
ピーティー・タツミ・インドネシア	インドネシア・西ジャワ州

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
339名	—

（注）1. 使用人数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。
なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
317名	4名増	36.7歳	12.4年

（注） 使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。
なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(8) 主な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社東和銀行	741,660千円
株式会社横浜銀行	727,070千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　20,000,000株

② 発行済株式の総数　6,000,000株

③ 株主数　353名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ミツバ	3,186千株	53.13%
株式会社東和銀行	300千株	5.00%
株式会社横浜銀行	250千株	4.17%
タツミ取引先持株会	158千株	2.63%
タツミ従業員持株会	151千株	2.52%
三菱UFJ信託銀行株式会社	150千株	2.50%
セコム損害保険株式会社	150千株	2.50%
第一生命保険株式会社	100千株	1.67%
浜銀ファイナンス株式会社	100千株	1.67%
横浜キャピタル株式会社	86千株	1.43%

(注)　持株比率は自己株式（3,215株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡嶋　　茂	
取締役	森田常夫	業務統括、購買担当、営業担当
取締役	田邉　　泰	生産統括、品質保証担当、品質保証部長
取締役	木村英典	業務・財務担当、経理部長
取締役	岡田　　昇	開発担当、技術部長
取締役	関田茂夫	株式会社ミツバ常務執行役員
取締役	永井邦夫	株式会社ミツバ執行役員
常勤監査役	井上雄象	
監査役	早川榮一	
監査役	三田賢一	株式会社ミツバ代表取締役専務執行役員 株式会社ミツバアビリティ代表取締役社長 株式会社オフィス・アドバン代表取締役社長
監査役	武　　信幸	株式会社ミツバ執行役員

(注) 1. 取締関田茂夫氏および永井邦夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早川榮一氏、三田賢一氏および武信幸氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、監査役早川榮一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役井上雄象氏、監査役三田賢一氏および武信幸氏は、経理・財務業務に携わってきた経験があり、相当程度の知見を有しております。
4. 監査役早川榮一氏は、税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
平成27年６月17日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、取締役高橋良和氏(社外取締役）は任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役早川榮一氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (―名)	32,724千円 (―千円)
監査役 （うち社外監査役）	2名 (1名)	9,828千円 (1,200千円)
合計 （うち社外役員）	7名 (1名)	42,552千円 (1,200千円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 社外取締役２名および社外監査役２名については、報酬は支払っておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成11年６月25日開催の第48回定時株主総会において年額70,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成11年６月25日開催の第48回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 当事業年度において、社外役員が当社の親会社または親会社の子会社から役員として受けた報酬の総額は32,366千円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者（または社外役員）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係

・監査役三田賢一氏は、株式会社ミツバの代表取締役を、また、取締役関田茂夫氏、取締役永井邦夫氏、監査役武信幸氏は、同社の執行役員を兼務しております。

なお、株式会社ミツバは、当社の親会社で、当社製品の販売先であり材料の仕入先でもあります。

・監査役三田賢一氏は、株式会社ミツバアビリティおよび株式会社オフィス・アドバンの代表取締役を兼務しており、両社は、特定関係事業者であります。

なお、当社は株式会社ミツバアビリティとの間に人材派遣等の取引関係があり、また、株式会社オフィス・アドバンとの間にファクタリング等の取引関係があります。

ロ．他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

取締役　関　田　茂　夫	社外取締役就任後開催の全ての取締役会に出席いたしました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、親会社の立場から経営全般にわたり必要な助言・提言を行っております。
取締役　永　井　邦　夫	当事業年度開催の取締役会６回のうち４回に出席いたしました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、親会社の立場から経営全般にわたり必要な助言・提言を行っております。
監査役　早　川　榮　一	当事業年度開催の全ての取締役会および監査役会に出席いたしました。税務の専門家としての深い経験に立脚し、経営の効率化と透明性を図るために必要な助言・提言を行っております。
監査役　三　田　賢　一	当事業年度開催の取締役会６回のうち５回および監査役会６回のうち５回に出席いたしました。親会社の立場から経理および財務の長き経験と専門的見地から必要な助言・提言を行っております。
監査役　武　　信　幸	当事業年度開催の取締役会６回のうち５回および監査役会６回のうち５回に出席いたしました。親会社の立場から経営の効率化と透明性を図るために必要な助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新宿監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,300千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,300千円

（注）1. 会計監査人の報酬等の額について監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

イ．当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「タツミ経営理念」に基づき行います。

ロ．当社は、前述の当社理念を実践することによってCSR（企業の社会的責任）を達成することを目指します。CSR 活動全体をまとめ、当社において発生しうるあらゆる損失危機を扱う会議体として「CSR会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。

ハ．当社は、当社グループが、社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループ行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底をはかります。

ニ．当社は、当社グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。

ホ．当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「タツミなんでも相談窓口」を設置いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。

③ 当社および子会社の損失の危機に関する規定その他の体制について

イ．当社は、リスク管理に係る規定を整備し、前述のCSR会議にて当社グループにおいて発生し得る損失危機に対応してまいります。

ロ．生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。

ハ．生産リスク以外に発生し得る損失危機を扱う組織としては「コンプライアンス委員会」を設置し、遵法経営の維持・確保に向けた諸施策を展開いたします。

ニ．当社グループとしてＢＣＰ（事業継続計画）および適切な管理体制の整備を進めております。

④ 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

イ．当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。

ロ．当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「執行役員会」を設け業務執行の迅速化をはかります。

ハ．当社ならびに当社グループ各社は、中期（３年間）および単年度の事業計画を策定するとともに、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な施策を立案し、実行いたします。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

イ．当社は、前述の執行役員会において、当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化をはかります。

ロ．当社は、子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行ってまいります。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

イ．当社は、監査室に当社監査役の職務を補助する従業員を配置いたします。

ロ．当社監査役の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得ます。

ハ．当社監査役の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査役の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

⑦ 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

イ．当社ならびに子会社の取締役等および従業員は、当社監査役に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査役から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に報告を行います。

ロ．当社監査室および関連部門は、当社監査役に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。

ハ．当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査役へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社ならびに子会社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。

⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について

イ．当社は、当社監査役が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。

ロ．前項に加え、当社監査役会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

イ．当社監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役会、執行役員会等、経営の重要な意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席し、必要に応じて報告、説明を求めます。

ロ．当社監査役は、当社監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

⑩ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

⑪ 反社会勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「CSR会議」および「コンプライアンス委員会」を設置し、それぞれの分野における課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「タツミなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保するとともに、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役職員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

② リスクマネジメント体制

当社は、生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。

また、ＢＣＰ（事業継続計画）については事業継続計画の手順や災害発生時の対応等を記載し整備を進めております。

③ 取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規定」に基づき取締役会を隔月1回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施するとともに、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「執行役員会」を設け取締役が出席し、執行役員による職務の執行状況を確認しております。また、重要な会議の決裁書類および議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

④ 内部監査体制

当社は、業務執行より独立した社長直下の内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめるとともに、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、確実な改善活動の実施等をフォローアップしております。

⑤ グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受けております。

⑥ 監査役の監査体制

当社の監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認するとともに、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

また、監査役の職務を補助すべき従業員の選定にあたっては、当社は事前に監査役の同意を得て決定しております。当該従業員は、その職務遂行において、当社取締役の指揮命令は受けておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を図りながら、安定した配当の継続を基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質および競争力の強化を図りながら、設備投資、海外投資、研究開発活動に活用して、将来の成長へつなげていくことで、株主の皆様のご支援にお応えしてまいる所存であります。

今期の期末配当金につきましては、平成27年５月７日開催の取締役会にて、10円とさせていただきましたが、当社が創立65周年目にあたることから記念配当金として２円を上積みし、期末配当金を12円とさせていただくことを平成28年５月10日開催の取締役会にて決議致しました。

また、同取締役会において、繰越利益剰余金から200,000,000円を別途積立金に繰入することを決議致しました。

これにより、別途積立金は1,500,000,000円となります。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,522,167	流動負債	2,787,600
現金及び預金	617,885	支払手形及び買掛金	206,285
受取手形及び売掛金	936,487	短期借入金	895,000
電子記録債権	638,020	1年内返済予定長期借入金	193,064
商品及び製品	111,537	未払金及び未払費用	1,263,613
仕掛品	229,101	賞与引当金	172,749
原材料及び貯蔵品	191,861	役員賞与引当金	2,999
未収入金	454,138	事業構造改善引当金	14,746
未収還付法人税等	92,557	その他	39,142
1年内回収予定長期貸付金	76,583		
繰延税金資産	98,519		
その他	75,474		
固定資産	4,097,113	固定負債	826,816
有形固定資産	2,142,529	長期借入金	761,346
建物	833,997	長期未払金	9,570
構築物	37,515	繰延税金負債	55,455
機械及び装置	1,087,286	退職給付に係る負債	444
車両運搬具	1,832	負債合計	3,614,417
工具、器具及び備品	63,130	純資産の部	
土地	40,361	株主資本	3,729,866
建設仮勘定	78,405	資本金	715,000
無形固定資産	8,499	資本剰余金	677,955
借地権	4,892	利益剰余金	2,338,105
ソフトウェア	2,758	自己株式	△1,194
その他	847	その他の包括利益累計額	116,885
投資その他の資産	1,946,084	その他有価証券評価差額金	20,918
投資有価証券	841,047	為替換算調整勘定	63,785
長期未収入金	101,639	退職給付に係る調整累計額	32,180
長期貸付金	712,106	非支配株主持分	158,111
長期前払費用	3,206		
退職給付に係る資産	245,029		
その他	43,053	純資産合計	4,004,863
資産合計	7,619,280	負債純資産合計	7,619,280

連結損益計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		6,489,336
売上原価		5,475,002
売上総利益		1,014,333
販売費及び一般管理費		648,183
営業利益		366,150
営業外収益		
受取利息	4,332	
受取配当金	2,288	
技術指導料	19,207	
その他	54,096	79,925
営業外費用		
支払利息	8,190	
為替差損	105,040	
その他	959	114,190
経常利益		331,885
特別利益		
投資有価証券売却益	54,272	54,272
特別損失		
固定資産除却損	4,398	
減損損失	466	4,864
税金等調整前当期純利益		381,292
法人税、住民税及び事業税	22,109	
法人税等調整額	146,793	168,903
当期純利益		212,389
非支配株主に帰属する当期純損失		△59,353
親会社株主に帰属する当期純利益		271,742

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	715,000	677,955	2,126,334	△1,030	3,518,258
当期変動額					
剰余金の配当			△59,972		△59,972
親会社株主に帰属する当期純利益			271,742		271,742
自己株式の取得				△163	△163
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	211,770	△163	211,607
当期末残高	715,000	677,955	2,338,105	△1,194	3,729,866

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	33,612	63,565		97,177	217,355	3,832,790
当期変動額						
剰余金の取得						△59,972
親会社株主に帰属する当期純利益						271,742
自己株式の処分						△163
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,693	220	32,180	19,708	△59,243	△39,535
当期変動額合計	△12,693	220	32,180	19,708	△59,243	172,072
当期末残高	20,918	63,785	32,180	116,885	158,111	4,004,863

連　結　注　記　表

1.　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1)　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　１社（ピーティー・タツミ・インドネシア）

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　１社（コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ）

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社の売上高、当期純損益等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

(2)　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

②　持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の状況

・持分法を適用しない非連結子会社の数　１社（コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ）

・持分法を適用しない理由　非連結子会社の当期純損益等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3)　連結の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度からピーティー・タツミ・インドネシアを連結の範囲に含めております。これは同社の重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

(4)　連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5)　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの ……移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ ……時価法

ハ．たな卸資産

製品・原材料・仕掛品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 ……最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）……定率法を採用しております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。また、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して３年間で均等償却する方法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　30年～40年
機械及び装置　９年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。
なお、ソフトウエア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金 ……売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率より、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金 ……役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ニ．事業構造改善引当金 ……事業構造改善計画の実施に伴い発生が見込まれる損失に備えて、合理的な見積額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ただし、当社では年金資産の見込み額が退職給付債務を上回っているため、当該金額を退職給付に係る資産として、投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ．重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象 ……外貨建売上債権、借入金

ヘッジ方針 ……通常の営業過程における輸出取引の為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避する目的で、それぞれ為替予約、金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 …ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

ハ．消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

5,367,776千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行７行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,600,000千円
借入実行額	895,000千円
差引額	705,000千円

3. 連結株主資本変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 6,000,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年5月7日取締役会	普通株式	利益剰余金	59,972千円	10.00円	平成27年3月31日	平成27年 6月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	71,961千円	12.00円	平成28年3月31日	平成28年 6月7日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に子会社設立出資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後５年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び、借入金の支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権について、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

また、投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日

	連結貸借対照表計上額（千円）	時　価（千円）	差　額（千円）
(1) 現金及び預金	617,885	617,885	―
(2) 受取手形及び売掛金	936,487	936,487	―
(3) 電子記録債権	638,020	638,020	―
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債権	―	―	―
②その他有価証券	97,557	97,557	―
資産計	2,289,949	2,289,949	―
(1) 支払手形及び買掛金	206,285	206,285	―
(2) 短期借入金	895,000	895,000	―
(3) 長期借入金（１年以内返済予定も含む）	954,410	954,794	384
負債計	2,055,696	2,056,080	384

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形および売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)　長期借入金（１年以内返済予定も含む）

長期借入金のうち、固定金利による借入金については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による借入金については、変動金利が短期で市場金利を反映するとともに、当社の信用リスクに影響を及ぼす事象が発生していないため、時価は帳簿価額と近似していると考え、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度 （平成28年３月31日）
非上場株式	743,490千円

5.　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	641.47円
１株当たり当期純利益	45.31円

6.　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社タツミ
　取締役会　御中

新宿監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　末　益　弘　幸　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　田　中　信　行　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社タツミの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タツミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸 借 対 照 表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,629,437	流動負債	2,743,399
現金及び預金	378,182	買掛金	201,242
受取手形	10,825	短期借入金	895,000
電子記録債権	638,020	1年内返済予定長期借入金	190,632
売掛金	1,381,958	未払金	1,228,256
商品及び製品	76,316	未払消費税等	3,446
仕掛品	229,101	未払費用	26,817
原材料及び貯蔵品	184,500	賞与引当金	172,749
前払費用	5,392	役員賞与引当金	2,999
未収入金	454,138	事業構造改善引当金	14,746
未収還付法人税等	92,557	その他	7,509
1年内回収予定長期貸付金	76,583		
繰延税金資産	95,971		
その他	5,889		
固定資産	3,760,114	固定負債	682,023
有形固定資産	1,441,089	長期借入金	606,432
建物	558,731	長期未払金	9,570
構築物	37,515	繰延税金負債	66,021
機械及び装置	750,697		
車両運搬具	153	負債合計	3,425,422
工具、器具及び備品	34,317	純資産の部	
土地	40,361	株主資本	3,943,210
建設仮勘定	19,313	資本金	715,000
無形固定資産	8,499	資本剰余金	677,955
借地権	4,892	資本準備金	677,955
ソフトウェア	2,758	利益剰余金	2,551,449
その他	847	利益準備金	60,000
投資その他の資産	2,310,525	その他利益剰余金	2,491,449
投資有価証券	127,307	別途積立金	1,300,000
関係会社株式	1,132,583	繰越利益剰余金	1,191,449
事業保険	20,275	自己株式	△1,194
長期未収入金	101,639	評価・換算差額等	20,918
長期貸付金	712,106	その他有価証券評価差額金	20,918
前払年金費用	197,663		
その他	18,949	純資産合計	3,964,129
資産合計	7,389,552	負債純資産合計	7,389,552

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		6,564,646
売上原価		5,430,424
売上総利益		1,134,221
販売費及び一般管理費		577,981
営業利益		556,240
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	7,792	
製造提携先技術指導料	29,501	
補助金収入	10,596	
その他	43,485	91,375
営業外費用		
支払利息	8,190	
為替差損	106,101	
その他	865	115,157
経常利益		532,458
特別利益		
投資有価証券売却益	54,272	54,272
特別損失		
固定資産除却損	4,398	
減損損失	466	4,864
税引前当期純利益		581,866
法人税、住民税及び事業税	22,109	
法人税等調整額	156,415	178,524
当期純利益		403,341

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	715,000	677,955	677,955	60,000	1,200,000	948,080	2,208,080
当期変動額							
別途積立金の積立					100,000	△100,000	－
剰余金の配当						△59,972	△59,972
当期純利益						403,341	403,341
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	100,000	243,368	343,368
当期末残高	715,000	677,955	677,955	60,000	1,300,000	1,191,449	2,551,449

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,030	3,600,005	33,612	33,612	3,633,617
当期変動額					
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△59,972			△59,972
当期純利益		403,341			403,341
自己株式の取得	△163	△163			△163
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	△12,693	△12,693	△12,693
当期変動額合計	△163	343,205	△12,693	△12,693	330,512
当期末残高	△1,194	3,943,210	20,918	20,918	3,964,129

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② デリバティブ

デリバティブ …… 時価法

③ たな卸資産

製品、原材料、仕掛品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して３年間で均等償却する方法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	30年～40年
機械装置	９年

② 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 …… 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、当該金額を「前払年金費用」に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 事業構造改善引当金 …… 事業構造改善計画の実施に伴い発生が見込まれる損失に備えて、合理的な見積額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 …… 振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 為替予約取引・金利スワップ取引

ヘッジ対象 …… 相場変動等による損失の可能性がある外貨建売上債権

ヘッジ方針 …… 通常の営業過程における輸出取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

③ 消費税等の会計処理 …… 税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

5,315,742千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行７行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,600,000千円
借入実行額	895,000千円
差引額	705,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	924,132千円
短期金銭債務	31,065千円
長期金銭債権	712,106千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,622,242千円
仕入高	173,057千円
その他（出向者人件費および経費等の支払額）	122,009千円
営業取引以外の取引高	28,849千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	6,000,000	―	―	6,000,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	2,783	432	―	3,215

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

賞与引当金	53,937千円
社会保険料	7,956千円
共済会積立金	5,830千円
イベント積立金	4,910千円
事業構造改善引当金	4,525千円
たな卸資産評価損	23,141千円
固定資産評価損	387千円
固定資産減損損失	3,000千円
その他	350千円
繰延税金資産小計	104,040千円
評価性引当金	△388千円
繰延税金資産合計	103,652千円

② 繰延税金負債

未払事業税	△4,331千円
退職給付引当金	△60,208千円
その他有価証券評価差額金	△9,162千円
繰延税金負債合計	△73,702千円

繰延税金資産(負債)の純額	29,950千円

(注) 繰延税金資産の純額の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産（流動）	95,971千円
繰延税金負債（固定）	△66,021千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容		取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係					
親会社	㈱ミツバ	群馬県桐生市	9,885,337	自動車用電装品の製造販売	直接 53.1 間接 ―	兼任1名 被転籍3名	自動車電装品用部品の販売、材料の仕入	営業取引	当社製品の販売	2,338,323	売掛金	247,703
									材料の仕入	173,057	買掛金	21,318

(2)子会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容		取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係					
子会社	コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ・ヌエボレオン州	153,235千メキシコペソ	自動車用部品の製造販売	直接 60.0 間接 ―	兼任1名	自動車用部品および工具等の販売	営業取引	当社製品および機械工具等の販売	139,127	売掛金および未収入金	124,046
子会社	ピーティ・タツミ・インドネシア	インドネシア・西ジャワ州	6,000千米ドル	自動車用部品の製造販売	直接 66.7 間接 ―	兼任3名	自動車用部品および工具等の販売	営業取引	当社製品および機械工具等の販売	144,791	売掛金および未収入金	471,262

(3)兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容		取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係					
親会社の子会社	㈱オフィス・アドバン	群馬県桐生市	50,000	業務代行	直接 ― 間接 ―	兼任2名	ファクタリング取引	営業取引	ファクタリング取引等	2,318,249	未収入金	398,569
										3,171,346	未払金	922,794
親会社の子会社	アメリカン・ミツバ・コーポレーション	米国イリノイ州	81,800千米ドル	自動車用部品の製造販売	直接 ― 間接 ―	―	自動車用部品および工具等の販売	営業取引	当社製品および機械工具等の販売	810,872	売掛金	228,930

（注）1．取引金額には、消費税等を含んでおりません。
2．期末残高には、消費税等を含んでおります。
3．取引条件及び取引条件の決定方針等
・当社製品および機械工具等の販売については、当社製造原価を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

7. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	661.04円
１株当たり当期純利益	67.26円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社タツミ
　取締役会　御中

新宿監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　末益弘幸　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　田中信行　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社タツミの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新宿監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月10日

株式会社タツミ　監査役会

監査役(常勤)　井上雄象　㊞

監査役　早川榮一　㊞

監査役　三田賢一　㊞

監査役　武　信幸　㊞

（注）　監査役早川榮一、監査役三田賢一及び監査役武信幸は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主メモ

事業年度	４月１日から翌年３月31日
配当金受領株主確定日	３月31日 なお、中間配当を実施するときの株主確定日は９月30日
定時株主総会	毎年６月に開催
株主名簿管理人	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137－8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 電話　0120－232－711（フリーダイヤル）
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告とします。 公告掲載ＵＲＬ http://www.tatsumi-ta.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

（ご注意）

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱ＵＦＪ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱ＵＦＪ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行本支店でお支払いいたします。